

# 中央公民館主催講座などの受講生募集

## 長期学習講座

### ●お家でもできる！いつでもピラティス

時 5月15日(金)・22日(金)・29日(金)、6月5日(金)・12日(金)・26日(金)、7月10日(金)・17日(金) (全8回)

各日午後2時～3時30分

対 成人 定 20人 費 無料



## 前期学習講座

### ●親指で奏でる癒やしの楽器♪カリンバを弾いてみよう

アフリカ発祥の楽器「カリンバ」で曲を弾けるよう練習しましょう。初回は楽器をレンタルできます。2回目以降は各自で購入した楽器を使用します。

時 5月9日(土)・23日(土)・30日(土)、

6月13日(土)・27日(土)、7月11日(土) (全6回)

各日午後1時30分～3時

対 成人 定 15人 費 材料費2,000円※楽器代は除く。



### ●大人が楽しむ塗り絵

時 6月7日(日)・21日(日)・28日(日) (全3回)

各日午前10時～正午

対 成人 定 20人 費 材料費500円

### ●自然由来！2層式化粧水で肌を整えよう

希少な国産アロマである「クロモジ」を使い、爽やかに上品な香りがする化粧水を作りましょう。

時 6月16日(火) 午後2時～4時

対 成人 定 20人 費 材料費2,000円

## 長期学習講座・前期学習講座の申込方法

4月17日(金)午前9時10分から中央公民館窓口で申し込みしてください。(整理券は午前9時から配布します。)※午前9時10分時点で定員を超えた場合は、抽選となります。

## みんなでチャレンジ

### ●はじめてのそろばん教室

時 5月30日(土)、6月6日(土)・13日(土)・20日(土)・27日(土)、7月11日(土) (全6回)

各日午前10時～11時30分

対 小学2年生～6年生 定 25人 費 無料 持 そろばん

### ●親子でパンを作っちゃおう

時 6月14日(日) 午前9時30分～午後1時

対 小学生とその保護者

定 12組24人 費 材料費1,000円

### ●キミも神絵師になれる!!プロが教えるイラスト講座

プロとして活躍するイラストレーターからイラストを学んで上達しましょう。(令和7年度に実施した講座と同じ教材・内容になります)

時 7月18日(土)・25日(土)、8月1日(土)・8日(土) (全4回)

各日午後1時30分～2時30分

対 小中高生 定 15人 費 材料費1,000円

### ●自然由来！良い香りがする手ごね石けんを作ろう

時 8月22日(土) 午前10時～正午

対 小学生 (3年生以下は保護者同伴)

定 30人 費 材料費1,000円

## みんなでチャレンジの申込方法

4月17日(金)午前9時10分から市公式LINEで申し込みしてください。(先着順)



市公式LINE

各講座はすべて中央公民館で開催します。材料費は講座の初日にお支払いください。

中央公民館 ☎443-3225

時 5月10日(日)・24日(日)、6月14日(日)・28日(日)、7月12日(日)・26日(日)、各日午前10時～11時  
場 南部老人憩いの家  
内 介護予防リーダーによる健康体操、レクリエーション、脳トレなど  
対 市内在住60歳以上の方  
定 各回12人(先着順)

## いきいのすこやか運動教室 その11

時 4月21日(火)午前9時から電話または来所にて申し込み。  
費 無料  
持 タオル、飲み物、動きやすい服装  
※都合により、開催日が変更となる場合があります。  
場 南部老人憩いの家  
☎ 445-2976

受給要件  
① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童  
② 父または母が死亡した児童  
③ 父または母が重度(国民年金)

子育て支援課 ☎443-1693  
市ホームページ  
ひとり親ハンドブック

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育されている家庭生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために支給する手当です。  
児童扶養手当を受給するには、子育て支援課に申請する必要があります。  
受給資格者  
受給要件の①～⑨のいずれかに該当する児童を監護している母(父)、または父母にわかって児童を養育している方(祖父母など)。  
対象児童は、18歳に達する日以降の年度末までですが、児童の心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳の誕生日の前日の属する月までです。  
① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童  
② 父または母が死亡した児童  
③ 父または母が重度(国民年金)の障がいがある児童  
④ 父または母の生死が明らかでない児童  
⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童  
⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童  
⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童  
⑧ 未婚の母の児童  
⑨ その他、生まれたときの事情が不明である児童  
※所得による支給制限があるほか、公的年金などを受給している方は支給停止となる場合があります。  
詳しくは、市ホームページまたは、ひとり親ハンドブックをご覧ください。

## パブリックコメントの実施結果

案件名	意見の有無 (件)	担当課
八街市子ども計画 (案)	6人から 14件	子育て支援課 ☎443-1693
八街市水道事業基本計画・水道ビジョン (フォローアップ) (案)	2人から 4件	上下水道課 ☎443-1440

「提出された意見と市の考え方」の詳細は、市ホームページ・閲覧場所で確認することができます。  
＜実施結果を閲覧できる場所＞

- ①市ホームページ ②担当課窓口 ③図書館 ④市役所公文書公開コーナー
- ご不明な点は担当課にお問い合わせください。



市ホームページ

記号の見方 時 日時 場 会場 内 内容 対 対象 定 定員 費 費用 申 申し込み 持 持ち物 問 問い合わせ ☎ 444-0815